

# 入札公告

社会福祉法人川福会が発注する次の工事について、一般競争入札（条件付）により次のとおり実施するので、入札参加資格等について、社会福祉法人川福会 経理規程第55条の規定により公示する。

平成28年10月28日

社会福祉法人 川福会  
理事長 池田 清

## 1 入札に付する事項

### (1) 工事名

社会福祉法人 川福会 無線通信設備整備工事

### (2) 工事内容

特別養護老人ホーム福寿苑・特別養護老人ホームみのわの里・特別養護老人ホーム布市福寿苑・介護老人保健施設枚岡の里・介護老人保健施設長田の里における無線通信設備工事一式（詳細は仕様書による）

### (3) 公告期間

平成28年10月28日（金）から平成28年11月6日（日）

### (4) 工事期間

契約の翌日から平成28年12月15日まで

### (5) 入札予定価格

最高落札価格上限 総額9,000,000円（消費税込み）

## 2 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 入札仕様書の要求する事項を確実に履行可能であること。
- (2) 会社法の「株式会社」の法人格を有し、資本金が3000万円以上であること。
- (3) 大阪府内に本社・本店、支社若しくは営業所を有すること。
- (4) 会社情報をホームページ等により公開していること。
- (5) 入札日直前の2会計期間において経常収支が黒字であり債務超過に陥っていないこと。
- (6) 当該入札における総額が、入札日直前の会計期間（年間）の総売上の1%以下となる規模の法人であること。
- (7) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続きの開始の申し立てをしている又は申し立てをなされていないこと。

- (8) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続きの開始の申し立てをしている又は更生手続き開始の申し立てをなされていないこと。
- (9) 大阪府暴力団排除条例に規定される暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- (10) 法人の理事長又は理事、若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、当法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有しないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 連絡先

〒577-0013 東大阪市長田中1-4-17 長田センタービル310号  
社会福祉法人川福会 本部事務局  
電話：06-4306-3877 FAX：06-4306-3871

#### (2) 入札仕様書の交付日及び場所

期間：平成28年10月28日（金）から平成28年11月2日（水）まで  
時間：午前9時から午後5時まで  
場所：東大阪市長田中1-4-17 長田センタービル310号  
社会福祉法人川福会 本部事務局  
(担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡ください。)

#### (3) 入札・開札の日時及び場所

日時：平成28年11月7日（月）10時30分  
場所：東大阪出雲井本町2-16 ケアハウスひらおか 1階会議室

#### (4) 入札者参加申込

期間：平成28年10月28日（金）から平成28年11月2日（水）まで  
時間：午前9時から午後5時まで  
方法：申込書、その他入札仕様書で指定する書類を、3の(1)に示す場所に提出  
(担当者不在の場合がありますので、事前にご連絡ください。)

#### (5) 落札者の決定方法

入札回数は2回を限度とし、2回までの入札で落札者がいない場合は随意契約による。

### 4 特記事項

- (1) 無線通信設備工事については、ご利用者への安全配慮の必要性から、事前に建物・既存設備を十分に確認すること。
- (2) 使用製品については仕様を満たす同等品以上とし、事前に担当者の承諾を得ること。また工事内容について、入札前に担当者とは打ち合わせを行うこととする。
- (3) 搬送・納品・設置・設定等に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (4) 既存機器の撤去、引取費用を含むものとする。

## 5 その他

- (1) 無線通信設備の工事に際し、日程・手順については担当者と十分協議を行ったうえで施工計画書を作成し、業務上支障がないよう施工を行うこと。
- (2) 搬入の際には、車両等の進入、機器の移動など施設内の安全を最優先し、事故の無いよう十分に配慮すること。
- (3) 作業中は、安全に十分配慮し、施設のご利用者、施設及び施設内の備品などへの汚染・毀損に十分注意を払うこと。
- (4) 設置後、現場職員に機器の取り扱い説明などを行うこと。
- (5) 施工の際に発生する梱包材などは、受注者が責任を持って処分を行うこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項、及びこの仕様書に疑義が生じた時は、担当者と協議のうえ決定すること。